

質問回答書

件名： 令和5年度 電第4号 甲良西こども園キュービクル設置工事
場所： 甲良町大字呉竹地先（甲良西こども園）
期間： 契約締結の日 から 令和6年 8月31日 まで

<p>質問事項</p>	<p>① キュービクルの納期が工期には難しいのですが、工期延長は可能でしょうか？</p> <p>② ケーブルと電線についてですが社会情勢により昨年からのケーブルの受注が停止していましたが、受注再開はしましたが納期回答等がすぐにももらえず供給がまだ安定していません。工期内にケーブルの入荷が見込めない場合は工期延長は可能でしょうか？</p>
<p>回答</p>	<p>① 当初工期を原則とします。なお、受注者の責めに帰すことができない止むを得ない事由により、工期延長が必要と認められる場合は、受注者との協議の上、工期延長を検討します。</p> <p>② 当初工期を原則とします。なお、受注者の責めに帰すことができない止むを得ない事由により、工期延長が必要と認められる場合は、受注者との協議の上、工期延長を検討します。</p>